



# 橋梁下部工の施工管理基準（出来形管理）について(通知)

技術基準の種類:技術管理  
通知日:平成14年4月3日

管第20号  
平成14年4月12日

部 内 各 課 長  
各 地 方 県 土 整 備 局 長  
日 野 総 合 事 務 所 県 土 整 備 局 長  
鳥 取 港 湾 事 務 所 長  
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長  
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長

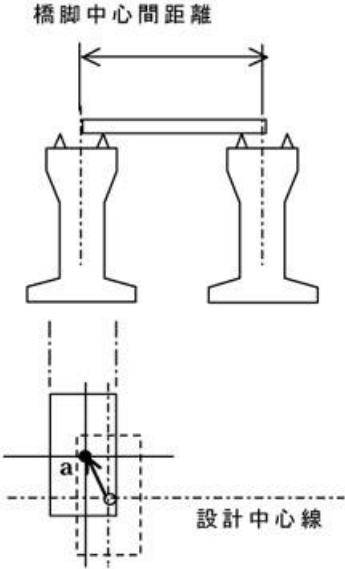
様

県土整備部長

## 橋梁下部工の施工管理基準（出来形管理）について(通知)

このことについて、平成13年5月24日付管第151号において施工管理基準を改定し、平成13年6月1日以降起工決裁の工事から適用していますが、この度、橋梁下部工の出来形管理をより明確にするため、別紙のとおり基準の改正を行い、併せて測定位置図を追記しましたので通知します。

### ○改正概要

|   | 測定項目            | 規格値 | 測定箇所                                                                                 |
|---|-----------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 旧 | 支間長及び<br>中心線の変位 | ±50 | 測定箇所図なし                                                                              |
| 新 | 中心線の変位 a        | ±50 |  |